

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 再検討要請

管理番号

67

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の指定期間の見直し

提案団体

福岡県、九州地方知事会、宮城県、新潟県、岐阜県、岡山県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中小企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。

具体的な支障事例

今回、セーフティネット保証4号の指定事由は危機関連保証(指定期間原則1年)と同じ令和2年新型コロナウイルス感染症となっている。
セーフティネット保証4号の指定期間は原則3か月であるため、指定期間終了前に毎回都道府県がセーフティネット保証4号の延長調査を行っている。延長調査の都度、都道府県の事務作業または県内市町村ヒアリング等を行うため、事務負担が大きく、また危機関連保証の指定期間中は指定事由が継続していると考えられるため調査の必要性も低い。
新型コロナウイルス感染症のような全国的危機災害時においてはセーフティネット保証4号判断は早急に求められることから、危機関連保証が発動中はセーフティネット保証4号の指定期間も同一とされたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

3か月ごとの指定期間の延長調査におけるヒアリングや取りまとめといった地方公共団体の事務負担の軽減。事業者にとって3か月ごとの延長に対する心理的不安の解消。

根拠法令等

中小企業信用保険法第2条第5項第4号、同法第2条第6項、セーフティネット保証4号の指定基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、秋田県、いわき市、茨城県、ひたちなか市、栃木県、埼玉県、川崎市、山梨県、長野県、郡上市、京都府、高槻市、兵庫県、徳島県、徳島市、香川県、宮崎県、小林市、沖縄県

○当県は市町村数が多く、延長調査の際には事業者・商工会等へヒアリング作業を行っているため、各市町村の事務作業が大きな負担となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響による県内経済の状況が3か月で大きく変化することは考えにくいため、調査の必要性が低い。指定期間が3ヶ月と短期間であること及び指定延長の正式な告示が延長当日の発表となることから、当初指定期間間際に申し込みのあった事業者に対し、

市町村や金融機関が指定延長されず認定ができない可能性がある旨を説明しなければならず、対応に苦慮する事例が発生している。

○延長調査については都道府県が行うため、直接的な事務負担が大きくなることはないが、セーフティネット保証4号については、発動中の危機関連保証の指定期間と同一にすることにより、事業者に対して制度説明を簡略化することができる。

○3か月ごとに期間延長の判断を迎えることがないため、事業者の心理的負担の解消に寄与する。また、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間となれば、事業者にとってわかりやすい仕組みとなる。期間終了前になると、事業者や金融機関から県・市町・保証協会に、期間延長の有無に関する問い合わせが多数寄せられている。これは、国からの期間延長の公表が、延長期間終了直前であることが原因となっている。現在、セーフティネット保証5号と危機関連保証の指定期間末日は同一となっているが、セーフティネット保証4号だけ異なっているため、事業者からわかりにくいとの声もある。

○セーフティネット4号の指定期間の延長が直前まで判明しないことから、期間の終期が近づくたびに、中小企業者、金融機関及び税理士事務所等から申請期限に関する問い合わせが集中し、通常業務に影響が出ている。特に、指定期間の終期間際の2～3週間においては、指定期間終了を想定した事業者による認定申請が集中する一方で、指定期間の延長が判明すると申請予約のキャンセルが多く発生することから、緊急性の低い予備の認定申請で事務負担が増加しているといえる。また、指定期間が3か月ごとに更新となるため、申請業務に対応するための臨時職員を短期で雇用せざるを得ないことから、職員等の配置や受付場所の確保に大変苦労している。

○提案に対して、概ね賛同するが、今回のコロナ禍では、感染状況が自治体によって著しく異なり、それに伴って経済の回復状況にも大きな違いが出る可能性が高い。そのため、危機関連保証の発動中は基本的にはセーフティネット保証4号と危機関連保証の指定期間は同一としつつも、危機関連保証の指定期間終了後の4号の終期については、各自治体の裁量の余地を残すべきと思料する。

○3ヶ月毎の延長調査の都度、セーフティ保証の認定状況や県内企業の現況をヒアリング・とりまとめの上報告しており、事務負担は大きい。一方で、危機関連保証が発動していることからわかるとおり、新型コロナウイルス感染症による県内企業の厳しい状況は3ヶ月単位ではほとんど変化がなく、調査の必要性は低いものと思われる。

○3か月ごとに実施されるセーフティネット4号認定の指定期間の延長調査は、事務作業及びヒアリング等の実施により市町村の事務負担は大きい。また指定期間が短いことにより、当該認定書を取得して融資を利用する事業者側の心理的負担にもなっている。セーフティネット4号と危機関連保証の指定理由が同じである場合、危機関連保証の指定期間中は指定事由が継続していると考えられ、延長調査の必要性は低く、危機関連保証と同期間としても差し支えないと思われる。

○当県においても、セーフティネット保証4号の指定期間終了前の3か月毎に県内各市町あて状況調査を実施しており、市町における事業者へのヒアリング調査に係る負担、及び当県の取りまとめに係る事務負担は大きい。また、セーフティネット保証4号の3か月毎の指定期間延長と連動し、県独自で創設しているコロナ対策資金の融資実行期限延長についてもその都度検討していることから、危機関連保証発動中はセーフティネット保証4号の指定期間も同一としていただく等、ある程度幅を持たせて期間を設定いただけるとありがたい。

○当県においても、セーフティネット保証4号の延長調査の都度、調査に係る事務作業があり負担となっている。また、危機関連保証の指定期間とセーフティネット4号の指定期間を同一とすることにより、事業者、金融機関の延長の不安感が解消するとともに、制度運営がし易くなると考える。

○3か月ごとに指定期間の延長調査を各市町村や保証協会に対して行っているが、当県は市町村数が多いことから、照会及び取りまとめといった事務が負担になっている。

○セーフティネット保証4号や危機関連保証の指定期間終了間近となると、指定期間が延長されないか金融機関や事業者から問合せが複数あり、延長の発表がぎりぎりであることから確定的な回答ができず迷惑をかけている。延長調査の際、業種毎の保証承諾実績や資金需要について回答を求められており、資金需要があることは明白であるにもかかわらず、都度ヒアリングを行い、各団体に事務の手間をかけさせている。

各府省からの第1次回答

セーフティネット保証4号は、災害その他突発的に生じた事由を受け特定の地域において発動するものであり、指定期間は原則として3か月間。特段の必要がある場合に都道府県からの要請を受け、延長しているもの。一方、危機関連保証は、東日本大震災やリーマンショックといった危機時に全国を対象に発動するものであり、指定期間は原則として1年以内。信用の収縮の状況を勘案し経済産業大臣が必要と認めた際には、1年を限り延長するもの。

現在、新型コロナウイルス感染症によりセーフティネット保証4号が全都道府県にて発動しているとともに、危機関連保証も発動しているところではあるが、上記のとおり両制度はその趣旨や目的が異なる。セーフティネット保

証4号の指定期間を、危機関連保証の指定期間と同一とすることは、制度趣旨・目的に反すると考えている。
なお、例えば独立行政法人中小企業基盤整備機構の資金繰りDI(季節調整値)は、令和2年4－6月：▲47.7、令和2年7－9月：▲23.6、令和2年10－12月：▲19.6、令和3年1－3月：▲20.6、令和3年4－6月：▲18.4と回復傾向にある。こうした足元の経済状況等を踏まえれば、引き続き3か月ごとにセーフティネット保証4号の延長可否に係る調査・判断を行なうことは、現況に則した必要な支援を実施するという観点から妥当だと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和3年度も令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が継続的に発動していることから、3か月単位で業況が良くなることは考えにくく、延長調査の必要性は低いと考えられる。
セーフティネット保証4号と危機関連保証の指定期間が異なっているため、事業者や金融機関から「指定期間が異なっているため分かりにくい」という声もある。また3か月ごとの指定期間の終期間際に、事業者や金融機関から指定期間延長に関する問い合わせが多くあり、現時点での運用のままだと事業者の心理的負担になっている事がわかる。
市町村と都道府県は通常業務や認定申請業務でひっ迫している中、3か月ごとに市町村は中小企業者へのヒアリングと取りまとめと都道府県への報告、都道府県は3か月ごとに市町村へのヒアリング依頼と調査票の作成と国への報告等延長調査の負担が大きい。
自治体と事業者の負担や将来の事を想定した場合、新型コロナウイルス感染症という同じ事由でセーフティネット保証4号と危機関連保証が発動した際は同一期間にすることが適当と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【秋田県】
セーフティネット保証4号、危機関連保証はご指摘のとおりその趣旨や目的が異なるがどちらも感染症の拡大への対応を想定したものではなかったもの。セーフティネット保証4号は主に自然災害等に対応するためのものである。災害発生から復旧の程度を勘案し3ヶ月と比較的短期間に期間を区切った指定であるのに対し、危機関連保証はリーマンショック等のように全国規模、世界規模の危機を想定したものであるため1年(延長1年)という期間を初めから設定している。今般の感染症の拡大は明らかに世界規模の”危機”と言えるものであることから、あえてセーフティネット保証4号も発動するのであれば指定期間等において危機関連保証と同列の扱いに変更する方が実態に即していると考ええる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 再検討要請

管理番号

87

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画について、事業分野別指針の策定及び同計画の認定に関する権限の広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

事業者が作成する経営力向上計画に係る事業分野別指針については、国が全国一律に策定しており、地域の特性を考慮するものとなっておらず、地方の人材の受け皿となる中小企業の経営力強化が効果的に図られていない。

中小企業の本業の成長は、地方の雇用や人口移動に密接に関連しており、地方が主体となって事業分野別指針を策定し、経営力向上計画の認定を行う必要があるが、東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている。

関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通の事業分野別指針を策定することが可能であり、事業分野別指針の策定権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、経営力向上計画の認定を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。

なお、平成 29 年に事業分野別指針策定は国(主務大臣)が行うものとしつつ経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、今回の提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画認定権限の一体的な移譲を求めるものであること、移譲を求める先が都道府県ではなく、複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成 29 年の提案とは趣旨が異なるものである。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

広域連合に移譲する事により、全国一律の指針ではなく、地域自らが特徴を踏まえた中小企業の経営力強化に資する指針の効果的な策定等が可能となり、人材の受け皿となる地方の中小企業の体力強化が図られる。

また、複数府県に跨がるものの経営革新計画の承認権限の広域連合への移譲と合わせることで、地域での一体的、総合的な事務執行が可能となり、事業者等の利便性の向上が図られる。

根拠法令等

中小企業等経営強化法第 16 条、第 17 条、18 条
経営力向上に関する命令第 1 条、第 2 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第１次回答

・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、全国の中小企業等の経営力向上の支援を目的として、平成 28 年 7 月より制度を開始した。仮に事業分野別指針の策定や経営力向上計画の審査・認定に係る権限を貴連合に移譲する場合、制度の対象が貴連合に所属する2府6県4市の中小企業等に限られることから、本制度を全国で統一的に運用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。

また、事業分野別指針の策定や、当該指針を踏まえて作成される経営力向上計画の審査・認定を国で実施すべき理由については、以下のとおりである。

・事業分野別指針については、①事業環境の変化（景気回復により高付加価値な商品の需要が高まり、これまでの低コスト化から高付加価値化に商品構成や商品の内容を変化させる必要が生じた等）やその他の事情（政府としての政策的優先順位の変更等）により当該業種において取り組むべき経営力向上の内容に変化があった場合に変更するものとしていること、②関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めた PDCA サイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会附帯決議（第 190 回国会閣法第 46 号 附帯決議）でも求められたことから、全国レベルで事業環境や政策状況の変化を把握でき、事業分野ごとの汎用的な知見を有する各事業所管大臣が策定することが適当である。

・経営力向上計画については、上述のとおり最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが国会附帯決議で求められており、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があることから、国が計画を直接審査・認定することが適当である。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の主旨は、中小企業等経営強化法の現行の運用スキームを前提としつつ、中小企業等が、地域の特性にも配慮された事業分野別指針を参照しながら経営力向上計画を策定できるようにすることにより、地域の中小企業等の経営力向上につなげようとするもの。

また、制度開始5年経過後も未だに事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、関西経済の強みを伸ばしたり、弱みを補ったりできる事業分野を中心に事業分野別指針を新たに策定し、当該事業者団体、経営革新等支援機関等と協力して当該事業を営む中小企業等に経営力向上計画の策定を促すことにより、本制度を活用する中小企業等の増加を図ることができると考える。なお、事業分野別指針が策定されていない分野でも、基本方針に適合すれば、経営力向上計画の認定は可能であるが、中小企業等の経営力を向上させ更なる成長を促すという目的を達成するためには、事業分野に特化した指針に照らして適切な経営力向上計画を作成し、実行することが、より効果的であると認識している。

権限移譲後は、国会附帯決議に鑑み、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供しつづけるよう、国において現に行われている関係府省間及び各府省の本府省・地方支分部局間の連携と同様に、関西の中小企業等の生産性向上に関する最新の取組事例等の一次情報、関西地域の事業環境の変化等を速やかに把握して国と情報共有するとともに、国から他地域の一次情報、全国的な政策状況の変化等の情報提供を受けるなど、国との積極的な連携に努めていく。

経営力向上計画の審査・認定については、事務を担うために必要となる体制を確保しつつ、当広域連合が事業分野別指針の策定と一体的に運用することにより、関西地域における PDCA サイクルの実効性を確立できる。あわせて、上記の国との情報共有により、関西地域のためのみならず、全国の中小企業等の経営力向上への寄与に資することも可能。

以上を踏まえれば、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定等に関する事務・権限を当広域連合に移譲することにより、中小企業者等の更なる経営力向上に向け、地域での一体的・総合的な対応が図られ、「中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資する」（同法第1条）ことができるものと考えており、是非とも前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○関西地域が首都圏に次ぐ規模の経済圏であり、関西経済の発展が地域経済に留まらず日本全体の国益に資するという観点から、いわば国家戦略特区のようなイメージで、関西地域に係る事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に関する事務・権限を関西広域連合に移譲することを検討いただきたい。

○制度の全国統一的な運用及び PDCA サイクルの確立については、事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る事務・権限を移譲した上で、国と事務・権限の移譲先とが密接に連携を図ることにより、担保することが可能ではないか。

○現状、国において事業分野別指針が策定されていない分野について、関西広域連合又は都道府県が当該分野に対応する指針を追加的に策定できるようにすることも検討いただきたい。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 再検討要請

管理番号

178

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

バルクローリーに係る許可等の一本化

提案団体

広島県、中国地方知事会、宮城県、広島市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

バルクローリー(LP ガスの運搬車)の許可等について、液石法上の許可を受けた場合には、高圧法上の許可を不要とすること

※液石法: 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

※高圧法: 高圧ガス保安法

具体的な支障事例

大部分のバルクローリーは、高圧法による移動式製造設備としての許可等と、液石法による充てん設備としての許可等を受けている。

高圧法と液石法の許可等に係る基準は同一であるにもかかわらず、充てん先の用途に応じて、両法の許可等を個別に受ける必要があり、それぞれに手数料が必要となる等、事業者にとっては事務的・経済的な負担が生じている。

＜高圧法手数料＞

※設備の処理能力により手数料が変動

(令和2年度実績(処理能力約 50,000 m³/台)の場合)

新規許可・完成検査 計: 36,750 円

変更許可・完成検査 計: 24,500 円

＜液石法手数料＞

新規許可・完成検査 計: 64,000 円

変更許可・完成検査 計: 44,000 円

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

手続きの簡略化、手数料等の負担軽減に伴い、液化石油ガス関係のバルクローリーの導入が促進されることによる、関係産業分野の発展が見込まれる。

同一対象物、同一基準に係る2つの許可等手続きの取扱いを統一化することで、行政による事務負担の効率化が図られる。

根拠法令等

高圧ガス保安法第5条第1項第1号、第8条、第14条、第20条

液化石油ガス保安規則第9条

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4、第37条の5

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条、第72条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

相模原市、富山県、石川県、長野県、名古屋市、大阪府、茨木市、広島市、徳島県、福岡県、熊本市、宮崎県、沖縄県

○提案と同様、液化石油ガス法における充てん設備と高圧ガス法における移動式製造設備としての両許可等を受けている事例があり、許可等の申請の際には、それぞれの手数料、事務負担が生じている。統一化することで、事業者側の負担及び行政側の事務の効率化が図られる。また、一方の許可等を失念するなどの遺漏を防ぐことができる。

○新規の設置許可については、高圧法及び液石法とも同一基準により許可しているが、設置許可後の変更工事については、その内容によって高圧法と液石法で運用が異なっている場合が多く、例えばフレキシブルチューブを取り替える場合、液石法においては同一メーカー、同一型式であれば変更届の提出となるが、高圧法においては変更許可及び完成検査が必要となる。このような場合でも高圧法の許可を不要とすることになるのか疑問がある。設置から変更工事、廃止までトータルで検討する必要がある。

○事業者にとって、高圧法及び液石法の2つの法律で許可を受けることは、事務的・経済的負担となり、行政にとっても同一車両について2つの申請を審査する必要があることから事務負担となる。許可等を統一することは、事業者・行政ともに、負担軽減が図られ、関係産業分野の発展も見込まれる。ただし、液石法上の許可を受けた場合に高圧法上の許可を不要とすると、液石法の許可基準では容器置場、置場距離等の審査基準が無く、規制緩和になる恐れがあることから、統一に当たっては、検討が必要である。

○許可等の一本化については事業者、行政にとって効率的と考える。

各府省からの第1次回答

バルクローリーに関して、高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）では工業用の充てん、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）では民生用の充てんについて、それぞれ基準を定めている。一部の許可基準項目は同一であるが、高圧法と液石法ではそれぞれ工業用と民生用とで使用目的や供給対象が大きく異なるため、基本的には別途の基準を定めているところであり、審査の実態や保安への影響を踏まえた慎重な検討が必要。

なお、両法令の手数料については、両法令の規定に基づき、各自治体の手数料条例の改正により解消可能。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

バルクローリーは工業用・民生用ともに「貯槽等への燃料用LPガスの充填」といった同一の使用目的であるが、現状は高圧法及び液石法の両方の技術基準を満足した「工業・民生共用」として、両法令の許可を受けて運用されている。

このため、両法令の技術基準の統合、手続きの一本化を図ることで、事業者の負担軽減及び行政の事務手続き効率化が期待できる。

第1次回答では「一部の許可基準項目は同一」とのことであるが、両法令における設備、構造等のハード面及び製造・充てん方法のソフト面の技術基準の大部分が同一であり、例えば高圧法に特化した基準（液石則第9条第1項第5号、第2項第1号イ、ト、リ、ヌ及び第2号）を液石法で規定し、「工業用使用時は当該基準を遵守する旨の追記」等の措置により保安への影響の解消が可能と考えている。

令和3年3月の産業構造審議会（液化石油ガス小委員会）では、液石法に関する事務・権限の指定都市への移譲に関する報告に関し、「高圧法及び液石法上の許可・検査等の行政手続簡素化については引き続き検討予定」との見解が示されている。前述の現状を十分に御勘案いただき、本提案を前向きに御検討いただきたい。

なお、「各自治体の手数料条例の改正により解消可能」とあるが、高圧法及び液石法関係事務は地方自治法第228条第1項により「手数料について全国的に統一して定めることが特に必要」として、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」において標準手数料額が定められている。当県としては、都道府県間で手数料額が異なることは適切ではないと考えており、手数料面に加え事務手続き負担解消の面でも手続きの一本化が必要と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【相模原市】

法令の整備に関しては、高圧法又は液石法の内容を確認し、規制緩和にならないよう慎重に検討する必要がある。

るが、法改正によるメリットは、行政、事業所ともに十分にあると考えられる。回答欄(各府省)に記載があるとおり、経済産業省において法改正等の検討を行っていただき、今後の対応方針等、明確な回答をいただきたい。

【広島市】

工業用と民生用で使用目的や供給対象は異なるものの、バルクローリーは同一物であり、高圧法と液石法の関係条項においては、ハード面(設備、構造等)の技術基準、及び新型ローリーに係るソフト面(製造・充てんの方法)の技術基準は完全同一である。

液石法では規定されない別途の基準として、旧型ローリーに係るソフト面の基準の一部(具体的には、高圧法液石則第9条第2項第1号イ、ト、リ、ヌ及び第2号の部分)について、液石法への当該条項の規定を追加(高圧法として使用する場合は当該基準を遵守)することで、手続きの統一化が図られ、事業者側にとって負担軽減が期待され、保安面での影響も解消され则认为る。

高圧法、液石法関係の手数料については「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で標準的な手数料額が定められている。このため、都道府県間において手数料額に差異が生じることは適切ではなく、全国的な統一化が図られるべきと考える。

現在の運用では工業用と民生用で区別する必要がなく、許可の統一化により事業者・行政ともに負担軽減が図られ、産業分野の発展も見込まれる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。